

# 須賀川市公式ウェブサイトCMSサービス利用及びシステム運用保守業務 公募型プロポーザル実施要領

## 1 業務名

須賀川市公式ウェブサイトCMSサービス利用及びシステム運用保守業務

## 2 目的

現在利用しているウェブコンテンツ管理システム（以下「CMS」という。）は、令和8年3月31日をもって利用期間が満了することから、市ウェブサイト及びCMSを更新し、情報発信の充実強化及び内部事務の効率化を図る。

## 3 背景

現在のウェブサイトは、約6年前に構築したものを更新したもののだが、この間、情報ネットワークの進展、スマートフォンの普及による情報デバイスの変化等、ホームページをとりまく環境は、大きく変化している。

総務省が発表した2024年の通信利用動向調査によると、個人がインターネットを利用する機器は、スマートフォンが74.4%と、パソコンの46.8%を大きく上回っている。家庭での機器保有割合も、スマートフォンは90.5%と、パソコンの66.4%を上回っており、こうした情報化社会の変化を踏まえたウェブサイトの運用が、大きな課題となっている。

## 4 基本方針

市公式ウェブサイトとして、信頼のおける情報を今後も継続して、的確かつ効果的に発信するため、次の方針により、システムを更新したい。

### (1) スマホファースト

スマートフォンで見やすいサイトをメインに構築すること。パソコン用のサイトは、補完的なものとして、よりじっくり見たい人向けのものとして整備すること。

### (2) ユーザビリティへの対応

ウェブサイト閲覧者が目的の情報に快適にたどり着け、トップページと主要ページとの構成及び導線が鮮明であること。

### (3) アクセシビリティへの対応

高齢者、障がい者、外国人等が支障なく利用できること。アクセシビリティ基準（最新のJIS基準）に準拠していること。

### (4) 災害発生等の緊急時対応

災害発生などの緊急時にも、迅速に情報を提供できること。

(5) 容易な情報発信

専門知識がなくても、職員がアクセシビリティに配慮されたページを作成できること。

(6) 拡張性の確保及び柔軟性の高い保守運用対応

運用開始後も、CMSの機能向上、ウェブサイトの構造及びデザインの変更に柔軟に対応し、将来的なシステムの拡張性を考慮すること。

## 5 業務内容

別紙「業務仕様書」のとおり。

## 6 構築期間

契約締結の日から令和8年3月20日まで。

令和8年4月1日から、新たなサイトを公開する。

## 7 提案限度額

初期構築費及び5か年（60月）の運用保守費の総額 35,000,000円（税込）以内を上限額とし、これを超えた提案は失格とする。

なお、見積書は、所定の様式により作成し、経費総額（①初期構築費、②運用保守費）の内訳も記載すること。

※概算事業費は、契約時の予定価格を示すものではなく、事業の規模を示すものであり、この金額を超えて提案することはできない。

## 8 支払方法

受託者と別途契約を締結し、令和8年4月から令和13年3月までの5か年（60月）において、毎月支払うものとする。

## 9 参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者

(2) 国又は地方公共団体から指名停止措置を受けていない者

(3) 納めるべき税金を滞納していない者

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定により更生又は再生手続を行っていない者

(5) 国、地方公共団体、独立行政法人及び公益団体において、CMSの導入を前提と

- したウェブサイト開発の実績がある者
- (6) 開発ベンダによるサポートが確立された製品であること。なお、オープンソースを使用したCMS使用は認めない。

## 10 スケジュール

No.	項目	期日又は期間
1	実施要領の交付期間	令和7年7月1日～7月14日
2	参加表明書の提出期限	令和7年7月14日 午後5時
3	質問書の受付期間	令和7年7月1日～7月14日
4	質問書に対する回答	令和7年7月17日
5	審査書類の提出期限	令和7年7月22日 午後5時
6	第1次審査結果通知	令和7年7月30日
7	第2次審査プレゼン	令和7年8月5日
8	最終審査結果通知	令和7年8月18日
9	優先契約候補者との契約	令和7年8月中（予定）

## 11 実施要領及び仕様書の交付

### (1) 交付期間

令和7年7月1日～令和7年7月14日

### (2) 様式一覧

(様式1) プロポーザル参加表明書

(様式2) 業務実績調書

(様式3) 質問書

(様式4) CMS機能要件一覧表

(様式5) 見積書

(様式6) 辞退届

## 12 プロポーザル参加表明

### (1) 受付期間

令和7年7月1日～令和7年7月14日 午後5時

### (2) 提出書類

(様式1) プロポーザル参加表明書 1部 ※代表者印を押印したもの

(様式2) 業務実績調書 1部

(任意様式) 会社概要等、会社の事業内容がわかるもの 1部

### (3) 提出方法

秘書広報課に郵送又は持参すること。ただし、持参の場合の受付は開庁日の午後5時までとし、郵送の場合は受付期間内必着とする。

※郵送の到着が確認できない場合は、失格とする。

## 13 質問書の受付及び回答

### (1) 受付期間

令和7年7月1日～令和7年7月14日

### (2) 提出方法

(様式3) 質問書に記入の上、次のアドレス宛てに電子メールで提出すること。

送信先 hishokoho@city.sukagawa.fukushima.jp

※提出に当たっては、必ず質問書の発信を秘書広報課に電話で連絡すること。

(土日等の閉庁日は除く)

※受付期間を過ぎた質問のほか、電話やファックス、訪問による質問は受け付けない。

### (3) 回答方法

令和7年7月17日までに、電子メールにより回答する。

## 14 審査書類の提出

### (1) 提出期限

令和7年7月22日まで

### (2) 提出書類

ア 提案書(提案書作成要領を参照) 印刷版 10部、データ版CD 1部

イ 機能要件一覧表(様式4) 印刷版 10部、データ版CD 1部

ウ 見積書(様式5) 1部 ※代表者印を押印したもの

エ 国税及び地方税の納税証明書で、公示日から3か月以内のもの。

(3) 提出方法

秘書広報課に郵送又は持参すること。ただし、持参の場合の受付は開庁日の午後5時までとし、郵送の場合は受付期間内必着とする。

## 15 提案書等の審査方法

(1) 審査委員会

市の職員等により構成する「須賀川市公式ウェブサイトCMSサービス利用及びシステム運用保守業務公募型プロポーザル選定委員会」を設置し、審査を行う。なお、審査会の構成及び評価基準は公表しない。

(2) 審査方法

参加資格を有する提案者からの提案書等について、総合的に審査し、最も優れた提案を行った者を優先契約候補者として選定する。

なお、次点契約候補者も併せて選定する。

また、必要に応じて、追加資料の提出要請及びヒアリングを実施する。

## 16 第1次審査（書類審査）

参加資格要件を満たし、かつ、提案価格が提案限度額の範囲内にある者について、提案書、機能要件一覧表及び見積書により第1次審査を実施する。書類選考により、おおむね3者を選定し、第1次審査通過者とする。

## 17 第2次審査（プレゼンテーション）

提案書の内容について、システムを最も熟知しているプロジェクトマネージャーがプレゼンテーションを実施すること。プレゼンテーションの持ち時間は、1者当たり1時間30分（プレゼンテーション30分、質疑応答60分以内）程度とする。

なお、順番は、市において抽選を行うものとし、日時と場所は、別途通知する。

また、プレゼンテーションにおいて必要となる機材（パソコン等）がある場合は、提案者が準備すること。プロジェクター及びスクリーンは、市が準備する。

## 18 優先契約候補者の選定及び決定

第1次審査及び第2次審査の総合評価点が最も高い事業者を、優先契約候補者として決定する。

なお、優先契約候補者が契約を辞退した場合又は協議が不調となった場合は、次点

契約候補者と同様の協議を行う。市は、協議が成立した提案者を受託者とする。

## 19 決定通知

審査の結果については、下記のとおり電子メール及び書面により通知する。

- (1) 第1次審査 令和7年7月30日（水）に発送
- (2) 第2次審査 令和7年8月18日（月）に発送

## 20 プロポーザル参加に際しての留意事項

- (1) 参加者は、プロポーザル参加表明書の提出をもって、募集要項の記載内容に同意したものであるとする。
- (2) 次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
  - ア 期限を過ぎて審査書類が提出された場合
  - イ 提出した審査書類に虚偽の内容を記載した場合
  - ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
  - エ 契約締結までに参加資格要件を満たさなくなった場合
- (3) 提出期限後の審査書類の内容変更及び再提出は、認めない。
- (4) 本プロポーザルへの参加に必要な経費は、すべて参加者の負担とする。
- (5) 参加者が1者のみの場合であっても審査は実施するが、第1次・第2次審査の評価点の合計が、配点の5割以上の得点となった場合に限り、契約候補者として選定する。
- (6) 審査経過及び評価内容に関する問い合わせ、並びに審査結果に関する異議申し立ては、受け付けない。
- (7) 提出された審査書類について、須賀川市情報公開条例（平成10年須賀川市条例第16号）に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象文書となるが、その者の権利、競争上の地位、その他利益を害すると認められる情報は、非公開となる場合がある。公開に支障がある場合は、あらかじめ申し出ること。
- (8) 提出書類は、返却しない。
- (9) 事業実施年度に当該事業予算について減額又は削減があった場合は、当該プロポーザルを中止し、契約はしない。
- (10) 契約に関する事務は、関係法令、市条例等の定めるところによるものとする。

## 21 プロポーザルの辞退

プロポーザル参加表明書を提出した後、本プロポーザルを辞退する場合は、  
(様式6) 辞退届を秘書広報課に郵送又は持参すること。

## 22 書類の提出先及び問い合わせ先

〒962-8601

福島県須賀川市八幡町135

須賀川市企画政策部 秘書広報課 【担当：二階堂】

電話番号：0248-88-9112

FAX番号：0248-75-7117

メールアドレス：[hishokoho@city.sukagawa.fukushima.jp](mailto:hishokoho@city.sukagawa.fukushima.jp)